

ベトナムへの短期業務目的で入国（14日未満）を許可された者に対する COVID-19 予防に関する医療ガイドライン

(2021年12月24日付けの公文書第10943 / BYT-MT号に添付)

I. 目的

14日未満の短期業務目的でベトナムへの入国が許可されている者（以下短期入国者と呼ぶ）が入国する過程での、COVID-19 予防を積極的に行う。

II. 適用対象

1. 短期業務目的でベトナムに入国することを許可されている者は以下のとおりである。

－外交又は公務目的で入国する者。

－外交又は公務以外の目的で入国する者（投資家、専門家、熟練労働者、企業管理者、貿易業者、商業者、市場調査者及びその親族並びに各国との合意に基づく者）。

2. 短期入国中の者がベトナムで業務を行う際に接触する者。

III. 一般的な原則

1. 各省庁および省・市レベルの民委員会は、仕事目的でベトナムへの短期入国者を招待する必要性を考慮し、COVID-19 予防対策を確保する必要がある。

2. 医学的隔離は必要としないが、COVID-19 予防に関する規制、承認された計画を厳密に遵守し、地域社会との接触がなく、短期入国者と接触者の安全を確保し、業務中の二次感染や市中感染を発生させない。入国者が多くの地域で業務を行い、活動することが予定される場合、移動計画・方法を明確にして、関係する地域に承認される必要がある。

3. 短期入国者及び右と接触する者は、5Kの規制を十分に遵守し、健康状態を自己監視する必要がある。また発熱、咳、喉の痛み、又は呼吸困難のいずれかの症状がある場合、規則に従って処理するための管理機関及び地元の保健当局に通知する。

4. 業務や現場視察の間に短期入国者と接触したすべての者のリストを作成する。

5. 省レベルの人民委員会によって承認された宿泊施設（ホテル、企業が手配した宿泊施設、その他の宿泊施設）はCOVID-19 予防に関する規制を確保する。短期入国者のために個別の宿泊施設を手配する。宿泊施設での二次感染や市中感染を絶対に発生させない。

6. 短期入国者は、国際的な医療保険に加入するか、招待機関・組織がCOVID-19 に感染した場合の治療費を支払うことを約束する。

7. 短期入国者を招待する機関・組織は規制に従って、宿泊、送迎用の交通手段、COVID-19 検査に関連する費用を支払う。外交目的または公務目的での入国者の場合は、支払いが免除される（要望に応じたホテルの滞在費用を除く）。

8. 短期間の業務後も、入国者が更なる業務のためベトナムに滞在を希望する場合は、出入国に関する現行規制と以下のCOVID-19 予防対策に関する規制を遵守する必要がある。

－COVID－19ワクチンの全量を接種した、またはCOVID－19から治癒した者の場合〔1〕：

＋入国日から3日目以内に業務を終えた場合、3日目の終わりまで宿泊先で健康状態を自己監視し、周囲の者に接触したり、宿泊先から出たりしないようにする必要がある。入国日から3日目にRT－PCR法でSARS－CoV－2を検査する。検査結果が陰性の場合、14日間の終わりまで健康状態を監視し続け、5Kの規制に十分に準拠する。咳、発熱、呼吸困難、喉の痛みなどの症状が見られた場合は、規制に従って処理するため、直ちに地元の保健局に通知する必要がある。

＋業務が3日目を越えて終了し、3日目のRT－PCR法によるSARS－CoV－2検査結果が陰性の場合、14日間の終わりまで健康状態を監視し続けて、十分な5K規制を実施する。咳、発熱、呼吸困難、喉の痛みなどの症状が見られた場合は、規制に従って処理するため、直ちに地元の保健当局に通知する必要がある。

－ワクチンを接種していない、または十分な量のCOVID－19ワクチンを接種していない者の場合

＋入国日から7日目以内に業務を終えた場合、7日目の終わりまで宿泊先で自己隔離する必要がある。入国日から3日目と7日目にRT－PCR法でSARS－CoV－2検査をする。検査結果が陰性の場合、14日間の終わりまで健康状態を監視し続け、5K規制を十分に遵守する。咳、発熱、呼吸困難、喉の痛みなどの症状が見られた場合は、規制に従って処理するため、直ちに地元の保健局に通知する必要がある。

＋業務が7日を越えて終了し、RT－PCR法によるSARS－CoV－2検査結果が7日目に陰性である場合は、14日の終わりまで、健康状態を監視し続けて、十分に5K規制を遵守する。咳、発熱、呼吸困難、喉の痛みなどの症状が見られた場合は、規制に従って処理するため、直ちに地元の保健局に通知する必要がある。

－検査結果が陽性の場合、規定に従って処理する。

IV. COVID－19予防対策の要件

4. 1. 外交又は公務目的でない入国者の場合

4. 1. 1. 入国前

－招待する機関・組織はベトナムへの入国が予定される者のリスト（氏名、生年月日、パスポート番号、国籍、COVID－19ワクチン接種の回数、COVID－19から治癒したこと、住所、電話番号、電子メール、入国の目的、入国の時間及び宿泊先）を作成する。ベトナムへの入国を招待する際のCOVID－19予防の安全を確保する責任を負うことを約束し、またCOVID－19に感染した場合の治療費を支払うことを約束する。仕事の計画、宿泊場所、特定の輸送手段、仕事にCOVID－19予防の安全を確保するための計画を立て、承認のために省レベルの者民委員会に提出する。

－入国者には以下のものを必要とする。

＋入国前のSARS－CoV－2検査の陰性結果証明書〔2〕

＋国際医療保険の有効な証明書、または招待する機関・組織は入国者がCOVID－19に感染した場合に治療費を支払う約束。

－COVID－19に対するワクチンを全量接種した又はSARS－CoV－2に感染したことがある場合は、規定に従って証明する書類が必要である。〔1〕

－会議に出席し、契約書、合意、協力に署名するだけの入国者は、国境ゲートのある、またはその近くの省・市での会議、署名、滞在場所の選択を優先するものとし、COVID-19 予防するための対策を確保できない入国者による内陸部まで遠く移動し、多くの地域を移動することを制限する。

4. 1. 2. 出入国の場所において

－入国者は入国時に提出する必要があるもの以下のとおり。

＋ SARS-CoV-2 の陰性検査結果の証明書、

＋ 予防接種の証明書または COVID-19 から治癒した証明書（もしあれば）
[3]。

－入国者が 5K 規制を厳格に遵守し、ベトナム滞在中に医療申告申請アプリ（PC-COVID）をインストールして使用するよう要求する。

－IV の 4. 1. 6 の指示に従って、入国者の宿泊先への送迎及び業務計画に基づく移動を行う。

4. 1. 3. 宿泊先において

a) 入国者を招待する機関又は組織は、円滑な監視及び管理のために、宿泊先で入国者のための個別の宿泊施設を手配する。

b) すべての入国者のサンプリングを実施するために、宿泊先で SARS-CoV-2 検査のためのサンプルを採取するルーム／エリアを個別に設置する。サンプリングルーム／エリアは、移動に便利な個別な場所に配置する必要がある。個別なサンプリングルーム／エリアを設置できない場合は、入国者が泊まる部屋でサンプリングできる。

c) 宿泊先で全ての入国者の SARS-CoV-2 のサンプリングと検査（RT-PCR / RT-LAMP 技術によって）を実施する。

－ワクチンの全量が接種済または COVID-19 から治癒している者場合：(i) 3 日間未満の滞在：初日の 1 回の検査を行う。(ii) 3 日間以上の滞在：1 日目と 3 日目の 2 回の検査を行う。

－その他の場合：1 日目と 3 日目と 7 日目の 3 回の検査を行う。

－SARS-CoV-2 の検査結果が陽性の場合、付録の指示に従う。

4. 1. 4 会議及び契約式を実施する場所において（仮訳省略）

a) 会議及び契約式の実施前

b) 会議及び契約式の実施中

c) 会議及び契約式の実施後

4. 1. 5 業務を行う場所において（仮訳省略）

4. 1. 6. 入国者の移動手段の確保

入国者の入国先から宿泊先への送迎及びベトナムに滞在中の移動に関し以下の要件を確保する個別の手段を確保する。

－5K の規制を厳密に準拠するようにドライバーと入国者に要請する。移動中にマスクを着用しなければならない。

－車のドアの近くに手指消毒剤溶液を配置し、入国者が車に乗る前や輸送中に手を消毒できるようにする。

－付録の指示に従って、入国者の送迎車輛を消毒する。

4. 2. 外交または公務目的での入国者について

－COVID-19対策に関する要件は、入国者と同様である。ただし、外交目的または公務目的で入国する者は医療申告アプリケーション（PC-COVID）のインストールを義務付けされることなく、奨励されるだけである。

－副大臣級又は同等ランク以上のVIPゲスト、共産党、国、政府、外務大臣又は中央省庁の幹部の招待で公式にベトナムを訪問する訪問団は、入国時のSARS-CoV-2の陰性証明書が義務付けされず、医療申告アプリケーション（PC-COVID）をインストール・使用する必要はなく、入国後にSARS-CoV-2検査をする必要がない。

V. 実施に当たっての分担

1 省レベルの人民委員会 （仮訳省略）

2 外務省 （仮訳省略）

3 各中央省庁、関係機関 （仮訳省略）

4 省レベル及び中央直轄の市の保健局 （仮訳省略）

5 招待機関・組織 （仮訳省略）

6. 短期入国者自身

－入国時に電子医療申告の実施。滞在中は、PC-COVID アプリを用いて医療申告を実施。

－自身による健康状態を毎日確認。咳、熱、咽頭痛、呼吸困難のいずれか1つが出現した際には、直ちに当局に報告する。

7. 短期入国者がベトナムに滞在する間、同者と接触する者

－情報が記録されるため保健当局に報告する。

－最終接触が終了してから、14日間は自身で健康観察を行う。

－咳、熱、咽頭痛、呼吸困難といった症状が出現した際には、自宅で隔離を行い、地域の保健当局又は保健省に報告し、規定に則り検査を受ける。

8. 会議、契約式、業務を行う場所を管理する者 （仮訳省略）

[1] (i) COVID-19ワクチンの全量を接種している場合（最後の用量は入国の少なくとも14日から12か月以内に投与）、越政府当局によって承認されたワクチン接種証明書を用いていること（越国内で直接使用されない接種証明書については権限ある機関に承認されることが必要。）。(ii) SARS-CoV-2に感染したことがある場合（入国する前6か月以内の単一サンプルでのRT-PCR法によるSARS-CoV-2陽性証明書の提示）、治療を行った国の権限を有する機関に発行されたCOVID-19治癒証明書又はその治癒を確認できる同等の文書を有すること）

[2]ベトナムに入国する前の72時間以内にSARS-CoV-2（RT-PCR / RT-LAMP法による）の検査結果が陰性であり、検査が実施された国の権限のある機関によって証明書が発給される。

[3] (i) 海外でのCOVID-19ワクチン接種証明書、COVID-19治癒証明書（またはワクチンパスポート）の検査と承認は、外務省のガイダンスに準拠するものとする。(ii) ベトナムでのCOVID-19ワクチン接種証明書、COVID-19治療証明書の承認と審査は、保健省の指示に従うものとする。

別添（仮訳省略）